

財務省告示第五百十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年六月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十五年七月九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行日	発行行価 格	利率	初期利子
利付国庫債券（十年）（第二百五 十回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けけるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	額面金額で二千七百九十二億 二千七百九十九億八千七百七十 六万円	五万円	の記載又は記録による振替口座簿 の記載又は記録によるものとし、 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十五年六月二十日	額面金額百円につき百円二十八 銭	年〇・五パーセント	平成十五年十二月二十日を支払	

期とし、次の算式により算出し、た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三	第二期以後の利子	毎年の六月二十日及び十二月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を払う。	平成十五年六月二十日	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成十五年六月二十日
十四	償還期限					
十五	償還金額					
十六	元利支額					
十七	払込期日					